

受理官庁 LY	リビア工業所有権庁	附属書 C LY
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	リビア	
国際出願の作成に用いることができる言語	アラビア語又は英語 ¹	
願書の提出に用いることができる言語	アラビア語又は英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に確認されたい。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁又は欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁又は欧州特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：リビア・ディナール (LYD) 及びスイス・フラン (CHF)	
送付手数料	LYD ... ²	
国際出願手数料 ³	CHF 1,330	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ³	CHF 15	
調査手数料	附属書D (AT) 又は (EP) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	なし	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要、出願人がリビアに居住している場合 要、出願人がリビアの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	受理官庁に登録されている弁理士又は特許代理人	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか?	していない	
受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか?	していない	

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 2 この手数料はまだ定められていない。近い将来定められる。最新の手数料の額については、受理官庁又は代理人に問い合わせること。
- 3 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (IB) 参照）。